

济州研究院の政策イシューブリーフ『日本の放射性物質汚染水の海洋放流強行前の济州の対応策』について

济州研究院が2021年4月13日に発表した本件資料については、引用する形での報道も行われていますが、そもそも日本として発表した措置がいかなるものかという事実関係を踏まえ、措置の危険性と济州道民の皆さんの不安だけを煽るような、不適切な記述を含んでいます。以下、不適切な記述のうち、特に放射性物質に関する部分2か所に限り、実際にはどのようなものであるのか、紹介いたします。

× 济州研究院の発表	○ 実際
<p>日本で福島原発の放射性物質汚染水の海洋放流が強行される場合、自国周辺の海が放射能により深刻に汚染され、海洋生態系の変化、海洋生物の体内蓄積や死、移動等の問題が発生し、放射性物質汚染水は海流に乗り济州のみならず韓国沿岸へ流入し、被害が発生し得る。</p>	<p>○4月13日に公表された基本方針で述べられているとおり、公衆や周辺環境の安全を確保するため、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水(以下「ALPS処理水」)の海洋放出は、東京電力が国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告に沿って定められている規制基準を遵守する時のみ、国際慣行に沿った形で実施することになります。</p> <p>○日本政府は規制基準を守る限り、ALPS処理水を海洋放出しても人体への影響はないものと考えています。</p> <p>○なお、国内外において海洋放出に伴う環境への影響を懸念する声があることも踏まえ、関連する国際法や国際慣行を踏まえ、放出に先立ち、海洋環境に及ぼす潜在的な影響について評価するための措置を採るとともに、放出後にも継続的にモニタリングを実施し環境中の状況を把握するための措置を講じることとしています。</p>
<p>放射性物質処理水の危険性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水として使用された後に発生した放射性物質汚染水は、原発の汚染水処理施設である多核種除去設備により一度ろ過され、原発敷地内の貯蔵タンクに保管された。 ・日本政府は多核種除去設備を通じ、汚染水に入っている放射性物質のうち、三重水素(tritium,³H)を除く大部分を除去することができるとしているが、ALPSを通じた一次処理後も、高濃度の炭素14が存在しているという事実を認めた。 ・国際環境団体であるグリーンピースは、「2020福島放射性物質汚染水危機の現実報告書」を通じ、三重水素以外にも汚染水に含まれる炭素14、ストロンチウム90、セシウム137、プロトニウム、ヨウ素131といった放射性核種も危険であると明らかにした。 ・放射性物質であるヨウ素131は、甲状腺に蓄積して甲状腺がんを誘発し、ストロンチウム90は、骨に蓄積して骨髄がん、白血病を誘発し、セシウム137は、心臓、暴行に蓄積してがん等の各種疾病を誘発し、プロトニウムは、破壊力が強いアルファ線が持続的に体内細胞を攻撃する等、危険な物質である。 	<p>○現在タンクに保管されている水は、海洋に放出する前に、トリチウム以外の放射性物質が環境排出基準を下回る濃度まで多核種除去設備(以下「ALPS」)等による更なる浄化処理を行います。再浄化することによって、ストロンチウム、セシウムなどの放射性物質は規制基準を大幅に下回るまで取り除かれます。これにより、実際に放出される放射性物質の濃度が低減するだけでなく、トリチウム以外の放射性物質の総量も大幅に減少することとなります。</p> <p>○ALPS等では除去できないトリチウムについては、排出基準を満たすように大幅に希釈した上で放出します。</p> <p>○日本政府は、規制基準を守る限り、ALPS処理水を海洋放出しても人体への影響はないものと考えています。</p> <p>○また、仮に炭素14を海洋放出する場合にも、他の放射性物質と同様に、国際基準に沿った規制基準を満たすことが前提です。炭素14については、もとより現在タンクに保管されている水においても規制基準を大きく下回っており、最大でも10分の1程度です。海洋放出する場合には改めて濃度を測定し、基準値を下回っていることを再度確認します。</p>